

平成24年度 共助モデル推進事業 Q & A

(説明会での質問や想定される質問をまとめたものです。)

1 応募資格

Q1-1 : NPO法人の設立申請中でも応募は可能ですか。

A1-1 : 平成24年4月1日現在で法人が設立（設立登記が完了）していることが対象となります。

Q1-2 : 協同組合や法人会（業界団体）、任意団体は対象ですか。

A1-2 : 対象外です。NPO法人のみとなります。

Q1-3 : 他県で認証を受けた法人で、埼玉県内に登記された事務所はありませんが、県内での活動実績があります。応募は可能ですか。

A1-3 : 原則として、法人の場合は埼玉県内に登記された事務所を有することが必要です。ただし、事業所などの活動拠点を県内に有し、県内を中心に活動している実態があれば、応募資格ありと認められる可能性があります。県内での活動実態については、提案書や事業報告書等の提出書類から助成事業審査・評価委員会が客観的に判断することになります。なお、提案は県内で実施するものに限りです。

Q1-4 : 一つの団体で二つ以上の提案をしてもよいですか。

A1-4 : 構いません。

2 対象となる事業

Q2-1 : 一つの提案で複数の事業を実施することは可能ですか。

A2-1 : 複数の事業が一つの課題を解決するための手段となっているなど、関連性が高いとみなせれば可能です。複数の事業の関連性が明らかとなるように、記入してください。

Q2-2 : 事業対象地域は県内であればどこでもよいのですか。

A2-2 : 構いません。

Q2-3 : 現在、定款の目的の変更申請を行っており、変更後の目的で応募は可能ですか。

A2-3 : 平成24年4月1日現在の定款の目的に沿った事業が対象となります。

Q2-4 : 他の助成等を受けていない、とはどのような意味ですか。

A2-4 : 今回の事業に関して、行政、民間等の他の助成金、委託料等の収入があってはならないということです。参加料の徴収や作成する印刷物の販売等、事業実施による収入を得ることは可能です。

Q2-5 : 県の別事業の助成金で以前実施したことがある事業や一度採択された事業を、今回の事業として応募できますか。

A2-5 : 応募は可能ですが、審査の項目として「独自性・先進性」がありますので、新規性があり、事業にふさわしい内容が必要です。

Q2-6 : 「社会に新たな共助の仕組みを生み出すことなどが期待できるか。」の「新たな」とは、団体として新しく始める事業でなくてはいけないのですか。

A2-6 : 新たな事業とは、今まで当該地域で行われていない事業を指します。既存の事業でも、事業を組み替えることにより、当該地域で行ったことがないものである場合は対象となります。前年度からの継続の事業は対象となりません。

3 対象となる経費

旅費交通費

Q3-1 : 旅費交通費は、どのようにして決めたらよいのでしょうか。

A3-1 : 旅費の額は、鉄道運賃やバス代、宿泊料金など実費が原則です。自家用車の場合はガソリン代相当となります。また、旅費を支給する際には法人の旅費規程を作成しておく必要があります。なお、移動手段として車などをレンタルして使用する場合には、使用賃借費の項目となります。

Q3-2 : 法人スタッフの本事業に関する交通費は、対象経費となりますか。

A3-2 : 事業を実施するために直接関連がある経費であれば、スタッフの交通費も認められます。ただし、多額を要する場合は、その必要性や妥当性の説明が必要です。

Q3-3 : 交通費、通信費、人件費など、通常の活動費と今回の事業の経費を明確に区分できない場合がありますが、どのように記入すればよいのでしょうか。

A3-3 : 今回実施する事業の経費であることを説明できるようにしてください。場合によっては、対象経費として認められない場合があります。

Q3-4 : 事業に使用する車両の車検代金は、対象経費として認められますか。

A3-4 : 法人を運営するための経常的経費に該当するので、対象経費となりません。

消耗品費

Q3-5 : 備品、消耗品の金額の目安はどのくらいですか。

A3-5 : 1点5万円以上（税込）のものを備品とします。なお、単価で判断します。1点5万円未満の物品を複数購入した結果が5万円以上になったとしても、消耗品の扱いです。

備品費

Q3-6 : 事業費に係る経費は見積りが必要ですか。

A3-6 : 提案時の添付について必須とはしていませんが、補助金の交付申請の際には必要となりますので徴取したものについては保存しておいてください。なお、「委託費」「その他」においても同様の扱いとなります。

委託費

Q3-7 : 報告書を作成するために印刷会社に印刷製本を頼みたいのですが、可能ですか。

A3-7 : 印刷や専門的な調査など、事業の一部を専門業者に委託することは可能です。

Q3-8 : パンフレット、チラシ等を自分達で作成する予定ですが、見積りは必要ですか。

A3-8 : 業者への委託がなければ見積りは不要です。その場合は、作成に要する紙代、インク代等を消耗品費に計上してください。

Q3-9 : ホームページの作成を業者に委託することは、対象経費と認められますか。

A3-9 : 事業内容の一部としてホームページ作成がある場合は、業者への委託も対象経費として認められます。

謝金

Q3-10 : 講師謝金の金額はどのように定めたらよいのでしょうか。

A3-10 : 講師の謝金を支払うに当たっては、法人の謝金支給規程を定めておく必要があります。県や市町村、他の法人の規程を参考に金額を定めてください。また、ホームページなどで公表している講師謝金の基準がある場合は、その料金表を添付してください。

Q3-11 : 法人の職員や会員が講師となる場合、謝金を支払うことができますか。

A3-11 : 謝金を支払うことはできますが、金額については外部講師と比較して、常識の範囲内で設定してください。

人件費

Q3-12 : 事業の人件費の支払基準は、法人の規約等に基づくものでよいのですか。

A3-12 : そのとおりです。ただし、本事業の実施において直接必要な経費であり、社会通念上、適当な額にしてください。

Q3-13 : 法人のスタッフの人件費としてどの程度予算計上することが可能ですか。

A3-13 : 事業に伴った人件費であれば何割まで等の制限は特にありません。

Q3-14 : スタッフ人件費の時給は、当方で決めた金額を計上するだけでよいのでしょうか。

A3-14 : 申込み段階では金額の計上だけで構いませんが、実績報告の時には、金額の根拠となる法人の人件費等支給規程を提出していただきます。

広告宣伝費

その他事業実施に必要な経費

Q3-15 : 補助金を現在の事務所家賃や職員の人件費等事業費以外に充てられますか。

A3-15 : できません。

Q3-16 : 保険は「人」にかけるもの、「物」にかけるもの、いずれも認められますか。

A3-16 : 事業に必要な範囲であれば、認められます。

Q3-17 : 事業を実施するに当たり、使用する機械の修繕が必要となりますが、対象経費として認められますか。

A3-17 : 通常の機械修繕は、法人運営のための経常経費となり対象経費としては認められません。しかし、事業を始めるに当たって、必要不可欠な機械修繕ということであれば、「その他」の経費として認められる場合があります。

Q3-18 : 連携相手が、事業に係わる支出をした場合は、事業の経費として認められますか。

A3-18 : NPO法人名義の支出となるようにしてください。

4 採択数・補助額

Q4-1：補助額が100万円以内ということは、補助金30万円といった小規模の事業も可能ですか。

A4-1：可能です。金額で有利不利ということはありません。

Q4-2：事業費に上限はありますか。

A4-2：上限はありません。補助金の上限を上回った分は、法人の負担となります。

Q4-3：事業が採択された場合、2年度目チャレンジ事業は、必ず助成を受けることが出来ますか。

A4-3：2年度目の助成を確約したものではありません。初年度の事業成果と次年度以降の計画を審査し、2年度目の事業について助成をします。

5 事業実施による収入

Q5-1：事業を実施する上で、参加者に受益者負担を求めることは可能ですか。

A5-2：可能です。ただし、法人の負担分に、この事業で得られる収入（例えば事業で実施する研修会の受講者の参加料等）を充てることはできますが、事業収入が法人負担分を超える場合は、補助金の交付額が減る場合があります。

例 事業費が140万円、補助額100万円、事業収入が45万円の場合

①「補助額100万円」と

②「140万円－45万円＝95万円」を比べ、

③①100万円>②95万円 低い方の95万円が交付額となります。

なお、事業収入が当初見込みを下回り助成対象経費に満たない場合は、法人の自己資金で補填していただくこととなり、補助金が増額されることはありません。

6 提出書類

Q6-1：提案書の中で、「連携相手」を書く欄がありますが、他団体との連携は、必須ですか。

A6-1：必須ではありません。

Q6-2：提案書の中で、「この提案に関連する、団体のこれまでの取組」を書く欄がありますが、どの程度書けばよいですか。

A6-2：提案書は、各団体の独自性を出し、アピールしていただく場ですので、内容については各団体でご判断ください。

Q6-3：別紙1～2に関して、用紙追加が可能ということですが、量的にどの位までならよいですか。

A6-3：追加について特に制限はありませんが、常識的な範囲としてください。なお、用紙はA4サイズでお願いします。

Q6-4：提案書の別紙5に記入する実施体制に関して、これまで埼玉県と関連の薄い構成メンバーの場合でも審査で不利にはなりませんか。

A6-4：そのようなことはありません。

8 審査・選考方法

Q8-1：第一次選考結果の発表日はいつで、また各応募者への連絡の方法はどのような形で行われますか。

A8-1：6月中旬までに郵送で通知します。

9 審査基準

Q9-1：審査基準の「共助の必要性」とは、どういう意味ですか。

A9-1：団体独自の事業を支援する通常の助成事業と異なり、共助の仕組みにより地域の課題を解決する事業を対象としています。

10 事業のスケジュール

Q10-1：事業評価はどのようにして行うのですか。

A10-1：3月に行われる事業報告会で自己評価をしていただきます。

12 その他

Q12-1：この事業と類似の内容を、NPO活動促進助成事業などにも申請できますか。

A12-1：助成事業と共助モデル推進事業ではそれぞれの目的・趣旨が異なりますが、事業の趣旨に合えば、応募いただくことは差し支えありません。

Q12-2：事業実施に伴う義務はどのようなものですか。

A12-2：募集要項にありますように、広報については、NPO基金事業である旨を明記することを願っています。